

2009年8月6日

各 位

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

業務改善計画の提出について

弊社は、2009年7月7日、法務省より債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定に基づき、業務改善命令を受け、本日、法務省に業務改善計画を提出いたしましたので、お知らせいたします。

弊社は今回の業務改善命令を厳粛に受けとめ、内部統制の充実・強化及び法令遵守体制の構築を図り、再発防止に努めてまいります。

提出した業務改善計画の要旨は、以下のとおりであります。

記

【業務改善計画の要旨】

内部統制の充実・強化並びに法令遵守態勢の構築に向けた取り組み

1. 組織改善

社長を委員長とする「サービサー法遵守委員会」を新規に設置し、過誤事例や不備事例が内部監査で発見された場合に、直ちに再発防止策等を策定し、実施の進捗状況を完了するまで管理いたします。

過誤事例や不備事例を予防し、再発防止策等の実効性を事後的に検証する組織として、取締役弁護士を統括責任者とするコンプライアンス統括部を設置します。それにより、取締役弁護士の職責を明確にし、その責任を全うできる環境を整え、指導的役割が発揮できる統制のとれた体制に改善いたします。

受託及び買取債権の審査を専任する部署を新設し、債権管理回収業に関する特別措置法第2条1項に掲げられている該当号の審査が適正にできる体制とします。

2. 事業改善

貸付債権については、利息制限法の制限利率を超過した利息を付した債権の集金代行業務を全面的に中止し、特定金銭債権（本業）に特化した業務運営への転換を図ります。

集金代行業務については、法務大臣より承認を受けた兼業の範囲を逸脱することがないように、業務マニュアルの見直しと担当人員の専任化を行います。

以 上